

## 台湾の林野制度が及ぼした原住民への影響

陳, 元陽  
九州大学農学部附属演習林

堺, 正紘  
九州大学農学部附属演習林

<https://doi.org/10.15017/14821>

---

出版情報 : 九州大学農学部演習林報告. 75, pp.57-68, 1996-12-26. 九州大学農学部附属演習林  
バージョン :  
権利関係 :

## 台湾の林野制度が及ぼした原住民族への影響\*

陳 元 陽\*\*・堺 正 紘\*\*

### 抄 録

台湾を統治した政権はオランダをはじめとして明朝鄭氏、清朝、日本および現在の中華民国がある。これら政権の土地開発政策や林野制度の変遷は山林への依存度の高い原住民族に対して、非常に大きな影響を与えたものと考えられるため、各占領時期の開拓過程およびそれぞれの林野制度について考察し、原住民族への影響を明らかにした。

すなわち、1) 漢民族の移民による台湾開拓は原住民族に侵略行為と見なされ、大きな不満を持たせることになった。2) 移民は開拓や安全を確保するために森林を破壊したが、原住民族は山岳地帯に逃げ、森林を守ることによって生活と安全を確保した。3) 1895年からの日本占領期は原住民族のアイデンティティをも奪おうとする厳しいものであった。4) 「蕃地」、「蕃人所要地」、「山胞保留地」などの指定により、原住民族が活動範囲を制限されたり、土地を奪われた。

台湾の原住民族は上述のような異民族からいろいろな影響を数百年にわたって受けてきたが、現在では、原始的な自給自足の生活をしている者はほとんどいない。かれらは、台湾の商品経済体制の一環に編入されている。しかし、生産力や資本力の違いによって競争力が欠けているため、かれらの生活は困難を余儀なくされている。それゆえ、1987年に戒厳法が廃棄された後、原住民族は活発に「土地返還」、「狩猟権開放」、「軽蔑称呼禁止」などを求めて請願活動を行っている。

キーワード：台湾、原住民族、林野制度

### 目 次

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. はじめに                   | 4.2. 日本占領期の林野制度       |
| 2. 研究方法                   | 4.3. 現在の林野制度(1945～)   |
| 3. 台湾開拓の経緯 — 土地所有権の形成過程 — | 5. 考察                 |
| 3.1. オランダ占領期以前(～1624)     | 5.1. 開拓政策が原住民族に与えた影響  |
| 3.2. オランダの占領期(1624～1662)  | 5.2. 林野制度が原住民族に及ぼした影響 |
| 3.3. 鄭氏の占領期(1662～1683)    | 5.3. 今後の課題            |
| 3.4. 清朝の占領期(1683～1895)    | 謝辞                    |
| 3.5. 日本の占領期(1895～1945)    | 引用文献                  |
| 4. 林野制度の変遷について            |                       |
| 4.1. 台湾林野制度形成の概要          |                       |

\* CHEN, Y. Y. and SAKAI, M. : The Influence of the Forest Regulations upon Formosan Aborigines in Taiwan.

\*\* 九州大学農学部附属演習林

Research Institute of Kyushu University Forests, Sasaguri, Fukuoka 811-24

## 1. はじめに

17世紀のはじめ頃、中国大陸から漢民族が台湾に渡来して以来、原始時代から深い森林に覆われた原住民族の島では、移民による開拓の歴史がはじまった。

その後、オランダ(1624~1662)、明朝の鄭氏(1662~1683)、清朝(1683~1895)、日本(1895~1945)が台湾を占領してきた。時代とともに移民は増加し、開拓面積が広がり、ついに原住民族の居住地域に侵入してきた。そして、三百年余を経た現在、台湾では低地平地林が大部分失われ、原住民族は山岳地帯に追い込まれた。この過程において、各占領政権が台湾の森林と原住民族に対して行った対策は以下の2つに分けることができる。すなわち、1) 農地開拓のため、原住民族を駆逐ないし消滅して、その地上の森林を取り除くこと、2) 山岳地帯の森林資源を開発するため、原住民族を教化し、移住させることにより、原住民族の妨害を排除することである。前者は明朝の鄭氏と清朝の両占領期に、後者はオランダ占領期に主に採られた政策である。日本の占領期には両者を兼備したものであった。

当初、原住民族は移民の侵入に対して強烈に反抗したが、武力で優位にたつ移民は原住民族の反抗を押さえ、これを征服してきた。このような歴史が数百年間繰り返された結果、原住民族のうち平埔族は同化され、高砂族は山岳地帯へ追いやられ、山岳地帯で生活するようになった。

ところで、このような、開拓による森林の減少や各占領期の林野制度の変遷が原住民族に及ぼした影響に関する研究はこれまでほとんど行われていない。また、台湾において40年間に渡って実施されてきた戒厳法が1987年に廃止されてから、原住民族は土地の所有権や狩猟権を主張し、自分たちの居住地を国家公園から除外するよう、請願抗議の行動を頻繁に起こすようになった。この原因は、上記のような原住民族の長年の抑圧感と森林の減少および林野制度の変遷によって起きた生存空間の減少に対する危機感などを背景とするものであるが、これらの諸原因がどのような関係にあるかについて、今まで十分な注意が払われて来なかったように思われる。

したがって、林野制度、原住民族の両者の間にどのような関連が存在しているかという問題について、調査検討を始めなければならない時点にきている。本研究では、各占領期における台湾開拓の進展に伴って漢民族と原住民族との間に生じた問題、および林野制度の変遷が原住民族に及ぼした影響を究明することを目的としている。

## 2. 研究方法

本研究では、まず、台湾開拓の経緯と土地制度を整理することからはじめる。大陸からの移民によって、台湾を開拓することは、台湾の森林破壊と原住民族の山岳地帯への追放に密接に絡んでいると考えられる。そこで、各統治期の開拓経緯、開拓の手法およびそれぞれの時代における土地制度の歴史の変遷を整理し、開拓と原住民族との間で発生した問題を分析する。

つぎに、林野制度の変遷が原住民族へ及ぼした影響について究明する。山林に依存する原住民族にとって林野制度は、非常に重要なものであり、その変遷が常に原住民族の生活

を左右する存在であった。そのことを念頭に、導入された後、林野制度が原住民族にもたらした影響について検討する。

### 3. 台湾開拓の経緯 — 土地所有権の形成過程 —

台湾林野の変遷は土地の開拓と密接な関係があり、林地のみ切り離して観察することはできない。ここではまず諸文献を踏まえて、時代区分をして、台湾開拓の経緯を整理する。

#### 3.1. オランダ占領期以前（～1624）

オランダ人が台湾を占領する以前、台湾にはすでに中国大陸からきた漢民族の姿が確認されているが、その大部分は海賊や暴風に襲われて避難してきた漁民であったという。かれらの手によって、台湾南部の沿海地方に簡単な開拓がはじまっていた。しかし、大規模な開拓は行われていなかった。当時は、森林が台湾全島をおおう、いわゆる混沌時代であり、原住民族が森林内で暮らすのに対して、移民は沿海地帯に居住した。両方の接触は少なかったものと推測される。

#### 3.2. オランダの占領期（1624～1662）

台湾における土地開拓の歴史はオランダ人の台湾占領期に始まる。オランダ人は、1624年に商業的植民を目的として、当時中国を統治していた明朝の了解を得て台湾を占領してきた。オランダ人はこの新占領地を恒久的植民地とするため、積極的に原住民族を宗教によって教化し、さらに、中国大陸の漢民族を招致して、耕牛、農具や種子などを配給し、土地を開拓させた。開拓した田園を「王田」といって、全てオランダ人が所有した。例えば、台湾中部にある「王田」（現在高速道路のinterchangeが所在する）、南部にある「佳里」、「善化」一帯などは当時のオランダ人の教化拓殖地といわれている（呉，1993）。移民は租を納めることになった。これによって開拓された地域はまだ台湾南部の一部にすぎなかった（図1）。

このように、オランダ人は原住民族との貿易ができる一方、土地開拓に対して原住民族の妨害も排除することができたため、確実に土地開拓を成し遂げたと考えられる。

#### 3.3. 鄭氏の占領期（1662～1683）

明朝鄭成功父子は「反清復明」の活動を続けるために、オランダ人を追放して台湾を占領する。鄭氏は、原住民族に対していわゆる「恩威並行主義」といった政策を採った。烟草、布などを原住民族に賜り、かれらの帰順をねらうが、帰順しない原住民族には討伐と駆逐手段を採った。このため、台湾南部の平地地帯がほとんど開拓され、さらに台湾中部にも進出した。その土地に対して、「其餘鎮營之兵，就所駐之地，自耕自給，名曰營盤」（呉，1993：p.211）というような屯田制を採用した。すなわち、兵士に農作業をさせて自給自足しながら、原住民族の反撃を防ぐことであり、これを「營盤田」と名付けた。このような土地は現在の台湾中部の「沙鹿」、「國姓」や中南部の「斗南」、「民雄」や南部の「下營」、「左營」、「新營」、「左鎮」などにあったという。また、鄭氏の親族や文武官僚などが小作人を招致して土地を開拓することもあった。例えば、台湾中部の「林内」、「古坑」や

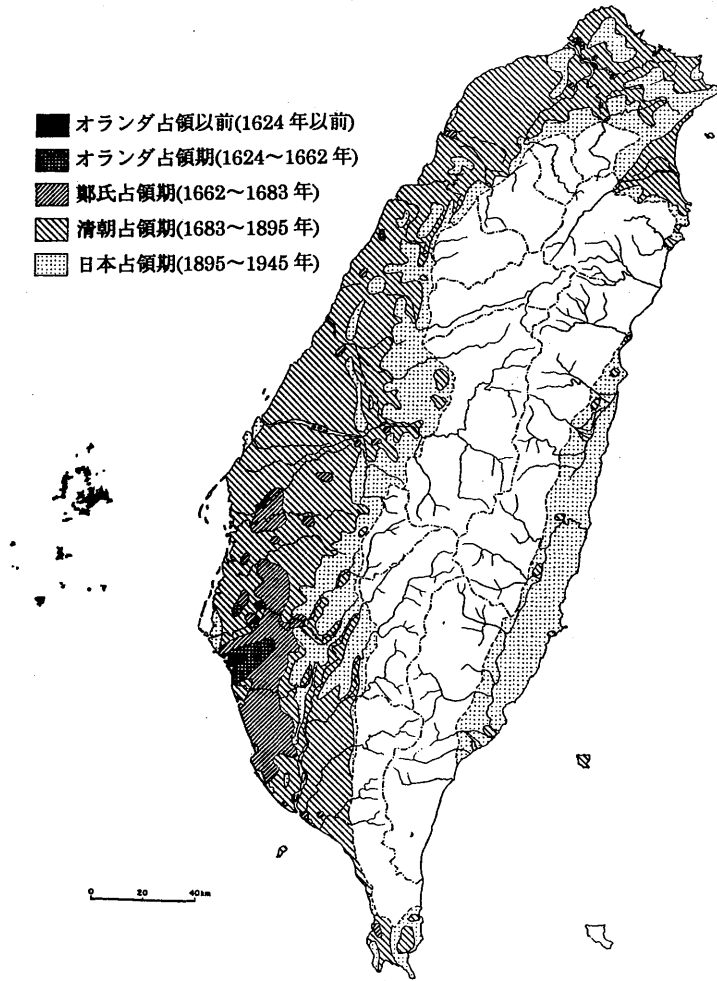


Fig. 1 Changes of the extent of expansion from 1624 to 1945 in Taiwan. (Yeh, 1995)

図1 台湾土地開拓範囲の拡大(葉, 1995)

南部の「六甲」,「仁武」などに分布し,これを「私田」といった。それに,オランダ占領期に開拓した「王田」を「官田」と呼びかえた。したがって,当時の開墾田園は「官盤田」,「私田」および「王田」と3種類に区分される。そのほか,帰順した原住民族の所有地もあり,一般移民によって開墾された土地もあった。

鄭氏3代,21年間の台湾占領期における土地開拓に関し,以下の3点が注目される。

①土地所有権は公有と私有を並行して採用したこと。鄭氏は台湾を占領した後,「開國立家」という令を發布して,第一条に「承天府安平鎮,本藩(鄭成功)暫建都於此,文武各官及總鎮大小將領家眷暫住於此。隨人多少圈地,永為世業,以佃以漁及京(經)商取一時之利;但不許混圈土民或百姓現耕田地。」(呉,1993:p.210)と規定していた。すなわち,鄭氏はその文武官僚と家族に勝手に土地を占有させ,永遠の事業になるように農,漁,商

を経営して利益を得ることを許すが、土民<sup>脚</sup>あるいは一般人民の現耕地を占有することを許さなかった。これは土地私有の端緒となったと考えられる。②討伐は原住民族に統治者に対する反発意識を芽生えさせる。蕃俗六考には「沙轆蕃，原有数百人，為最盛。後為劉国軒殺戮殆盡，只餘六人。」（山崎・野上，1927）と記されている点からみれば、当時の討伐のすさまじい状況が見えるだろう。③漢民族と原住民族との紛争の発端時代を迎えたことである。鄭氏の文武官僚は小作人を招致して土地を開拓する。しかし、彼らは原住民族の土地利用慣行を知らずに原住民族の狩猟地或いは休耕地にも侵入開拓したため、紛争が起きたと考えられる。

この時期に、台湾南部の平地および低地林は、開拓および原住民族を征服するために失われた。

### 3.4. 清朝の占領期（1683～1895）

明朝を徹底的に消滅し、国を統一するため、1683年に清朝は台湾を占領した。これから1895年までの212年間の統治が行われた。漢民族の移民が一層拡大し、急速な土地開拓が行われるのはこの時期である。

清朝は台湾占領後、反清活動の再起を防止することを前提として特別の治台方針を採った。その具体的な政策は漢民族の台湾への渡航制限・禁止であった。しかし、この禁令によっても、台湾における土地開発の速度は落ちなかった。清朝が渡航禁令を5回も発令したことでも明らかのように、台湾海峡を渡ってきた漢民族の移民は夥しく、1800年頃における台湾の人口はすでに200万をこえていたのである。

清朝の土地制度が目されるのは土地民有制および原住民族の土地所有権の承認である。清朝政府はすでに開墾した田園をすべて私有地にうつして、「旧額田園」と称し、これに対して、政府の許可を得て新しく開墾した田園を「新墾田園」と名付けた（八谷，1930）。また、原住民族を「熟蕃」と「生蕃」にわけ、かれらの所有土地を「蕃地」、「蕃有地」とした。したがって、清朝統治初期における台湾の土地の所有は「民有地」、「蕃有地」および無所有と見なされる「官有地」の3つがあったことになる。

官有地における開墾は「墾照」という開墾制度を設立して対処した。「墾照」とは、一種の開墾許可証である。清朝の「戸部則例」によって、いずれの荒地地の開墾でも原住民族や移民を問わず申請しなければならないことになった。この申請が許可されると、開墾許可証が発行され、開墾を行うわけである。

これに対して「蕃有地」では、清朝政府は漢民族が熟蕃所有地へ侵入し、開墾することを禁止した。生蕃所有地に入ることも厳禁したようであるが、人口が増加して開拓面積も広がったため、原住民族と漢民族の移民との接触面も広範囲にわたった。そして、これに起因する両者の土地所有権争いも起きるようになった。すなわち、移民の増加によって、侵入開墾が頻発し、紛争が発生するようになったのである。特に、平地に位置し、アプローチしやすい熟蕃所有地は、統治初期の全面封鎖（侵墾と漢民族に貸すことの禁止）から、1724年に半開放（漢民族が原住民族に租税を納めて、土地を開墾する）状態に、さらに

<sup>脚</sup> 各占領期において原住民族に対する称呼が異なる。明朝占領期には「土民」、清朝占領期には「番」人で、日本占領期には「蕃」人であった。本論文中では、すべて「蕃」人を用いることにする。

1788年にはついに全面開放して、土地売買もできるようになった(王, 1964)。一瀉千里のように熟蕃地という存在がなくなり、さらに熟蕃人も同化されてしまったところもある。これに対して、生蕃は山岳地帯に居住しており、その険しい地形と深い森林が漢民族の侵略を阻止した。

清朝占領期における開拓について次のように要約することができるであろう。①台湾の南部の開拓が終了し、開拓の中心がだんだん北上して北部をまわって東部へうつるようになった。このような開拓の結果、台湾の平地低地林は無残に破壊されてしまった。それとあわせて、原住民族の姿が台湾の平地低地から消えてしまうのである。②原住民族にとって移民の開拓は土地の略奪行為であるため、移民が土地を開墾する際には、原住民族の激しい攻撃を受けた。これはいわゆる「蕃害」である。これを防止するため、移民は上述の「墾照」をもらったら、人を組織して集団的体勢で入山開墾した。しかし、一旦移民の勢力が原住民族の上位に立つと、しばしば原住民族を虐殺する事件が発生した。例えば、1814年から1815年にかけて、「埔里」というところで発生した郭百年事件は代表的な事件である。③土地の売買、継承や小作などの制度が漢民族の移民と一緒に台湾へ入ってきたため、土地制度はオランダや明朝鄭氏占領期より複雑になった。原住民族は中国のこのような複雑な制度を全然知らないといってもよいので、移民に騙されて土地を奪われることもあった。④清朝の台湾に対する統治姿勢は、渡台禁止を通して台湾開発を制限することであったため、積極的な統治政策や開拓制度が採られなかった。そのため、移民はしばしば禁令を無視して原住民族所有地へ侵入した。

### 3.5. 日本の占領期(1895~1945)

日清戦争(1894)で敗戦した清朝は下関講和条約によって台湾を日本に割譲した。このため、日本は1895年に台湾を占領した。

日本の台湾統治は新しい土地制度を導入し、土地所有権を確立をすることからはじめた。当時、台湾は西部平原がすでにすべて開拓され、東部のわずかな農耕適地も開拓されていた。日本植民政府はまず、台湾人民の反抗を抑え、1898年以降、統治を次第に軌道に乗せていた。そして清朝占領末期に始まった土地測量を引き継ぎ、土地所有権の確立をはかった。この土地調査事業は1898年から実施され、1904年に完成したが、調査区域は主に平地であり、山林原野は一部分にすぎなかった。このため、日本植民政府は一步進んで、1910年から1914年にかけて台湾山林原野の調査をした。

この山林原野調査の特徴は、清朝が台湾を「化外之地」(漢民族の文化、教化を浴びていない地)と見なして消極的であったのに対して、植民地統治に欠かせない土地制度とこれに応じている諸制度を積極的に整備するという能動的な体勢を採ったことにある。

日本植民政府の上記の調査によって、台湾の土地がはっきりと民有、官有にわけられた。要するに、所有権があいまいであった山林原野についても官有と民有という形で所有権が確定されたのである。

## 4. 林野制度の変遷について

台湾の林業と原住民族との歴史的関係は林業研究者の見逃すことができない興味深い問

題である。17世紀から本格化する漢民族の移民によって台湾は開拓され、その過程において森林が激しく破壊された。そして、原住民族は険しい地形の山岳地帯へ追いやられたが、そこは深い森林であり、原住民族の抵抗によって大面積の森林が保全された。「もし台湾に蕃人なるものが居なかったら、台湾の森林は、恐らく支那移民の為にまる裸に濫伐焼棄せられて居たかも知れない。」(台湾総督府, 1930)という話があったことからみれば、原住民族が台湾の森林保存に対して重要な存在であったことは否定できない。しかし、各占領期における当局の森林に対する認識、経営方式などのいわゆる林野制度は、山林内に居住し、山林への依存度の高い原住民族にとって、影響の大きいものであった。そこで、本項では、林野制度の形成過程について考察し、それが原住民族へ与えた影響について検討する。

#### 4.1. 台湾林野制度形成の概要

前述したように、台湾の開拓はオランダの占領期から始まり、明朝鄭氏に引き継がれる。この両占領期において移民の手によって森林が切り開かれて、農地になったが、統治期間が短かったため、林業経営や林業施設はなかったと言ってよい。

そして、清朝の占領期に入ると、前述したように、清朝が台湾を占領した直後、「禁渡封山」(渡台禁止、山を封鎖)という治台方針を実施したが、密航する移民は絶えなかった。また、台湾には樟の蓄積が豊富で、樟腦の利益も高いため、樟腦製造が盛んに行われた。低地の樟が枯渇したこと、および人口増加に伴う土地の需要増大によって、ついに原住民族の土地へ侵入して樟を伐ることになった。そのため、移民と原住民族の紛争が発生するようになった。このような紛争が清朝の注意を引き、1720年に禁令を無視した百数十人を一挙に処刑して、樟の伐採禁止と原住民族地域への侵入を厳しく禁止した(焦, 1981)。おそらく、これは台湾における森林に関する最初の措置であろう。さらに、清朝は戦艦を製造するために、1725年に台湾の南北二箇所「軍工料館」を設立し、造船用材とする木材を生産した。これは林野に関わる最初の政府機構である。その百年後の1825年に、清朝は「軍工料廠」を設立して、樟腦専売事業を始め、同時に樟の盗伐、樟腦の密造を禁止した。しかし、事実上、清朝は有効な統治を行うことができなかった。反面、漢民族は清朝の禁令を無視して山に入り、樟の盗伐、樟腦の密造を行う者が多かった。そのため、1863年には樟腦の専売制度が廃止された(馬, 1948・姚, 1988)。

1871年、琉球人66人が台湾の南部に漂流してきたが、当地の原住民族に殺されてしまった。それが原因で、日本が台湾へ出兵した。牡丹社事件と呼ばれているが、この事件をきっかけとして、清朝は台湾の国防上の重要性を再認識し、積極的な台湾経営を採りはじめた。これによって、最初に実施されるのは「開山撫蕃」である。すなわち、山を開いて拓殖者を招致することと、原住民族を教化することであった。そして、ついに清朝は正式に漢民族の渡台禁止令を弛めて、大陸沿海に「招墾局」(台湾へ開墾して行く移民を招致する機構)を設置し、台湾への移民を再開した。さらに、1885年に台湾は中国の一省になり(葉, 1995)、台湾省政府は「撫墾局」(原住民族を教化し、漢民族の移民による森林開墾を促進する機構)を設置して、原住民族の取り扱いと森林伐採を担当させた。

以上が、日本の台湾占領以前における林野制度に関するものであるが、実は、林業経営はほとんど考慮されていなかったと言ってよいだろう。注目すべきことは以下の4点であ



る。①移民が少ない時代には土地が広いため、移民は農耕地の邪魔物である森林を伐ることによって専念した。②政府は土地のみならず、地上の産物を自由に採集させ、採草放牧も放任していた。③樟脳生産は当時の台湾経済にとって、非常に重要な存在であって、これによって起きた紛争の解決政策が台湾における初期の林野制度であったと考えられる。④しかし、林地は土地生産事業にとって重要な要素であることがまだ認識されていなかった。特に、漢民族は「天下皆王土」と言うような王土主義、あるいは「山野柴草木石本無物主」のような思想を根強く持っていた。つまり、天下の土地はすべて王土であり、その地上にあるもの－自然－は持ち主がないという考え方である。

このため、この時期においていたるところで無断開墾が行われ、林野産物は持ち主無しと考えて自由に採集させた。森林、林木は自然なものと思われ、重要な生産資源として考えられていなかったのである。

#### 4.2. 日本占領期の林野制度

日本の占領期は台湾の林業の揺籃期であったといえる。日本は台湾を占領した後(1895)、台湾人民に対して土地所有の証明ができない土地はすべて国有地になるという「官有林野取締規則」を公布した。翌年、「台湾官有森林原野及産物特別処分令」、「官有森林原野産物売渡規則」などの法律を公布した。これに基づいて土地の所有、樟脳専売制度、樟の造林計画などを確立した。また、1896年に殖産部を設立して、その下に林務課と拓殖課を置き、林務課は専らに林政を担当し、拓殖課は蕃地開発(蕃は原住民族のこと)と原住民族の撫育授産および樟脳製造など主に原住民族に関する事項を担当する。これから、台湾の林業の歴史が開かれ、台湾の森林が脚光を浴び始めたのである。

そして、上記の法律に基づいて、1898年から1904年にかけて、台湾の地籍調査に着手し、土地の所有権を明確にしたが、主に平地が対象であり、原住民族が盤踞している、山林原野の調査は一部にすぎなかった。また、山林原野はその所有区分も不明瞭で、常に紛議が出た。この山林原野の所有関係を解決することと台湾森林資源を確実に把握することおよび原住民族を征服するため、武力を背景に、1910年から1914年にかけて「5ヶ年計画理蕃事業」(台湾経世新報社、1938)を実施した。これを契機として、林野調査、林野整理、森林調査、森林治水調査および森林施業案など次々と完成し、ついに1925年には、全台湾島をカバーする「森林計画事業」を開始した。その後、原住民族を次々と征服したため、日本当局の制御できる山林面積がだんだん拡大していった。1935年には「蕃地」と称される原住民族の地域は1,667,005ヘクタールと測定され、台湾全島面積の約45%を占めた。この内訳は図2に示すように、ほぼ全域が官有地に囲い込まれた。これによって、原住民族は所有する土地がなくなり、わずかに、243,924ヘクタールのいわゆる「蕃人所要地」が設定されたにすぎなかった(台湾総督府警務局、1936)。

しかし、日本の占領後期には日中戦争、太平洋戦争の勃発によって、台湾の林政が乱れ、大量に森林が伐採され、軍食用材として使われた。

日本によって確立された台湾の林野制度、森林経営方針は戦後も中華民国政府に引き継がれた。この時期において注目すべき点は、以下の5点である。①原住民族に対する政策が林野制度の一環として取り組まれていること。②原住民族の利用していた土地が官有地に囲い込まれてしまったこと。③清朝占領期以来問題であった樟脳製造販売に起因する漢

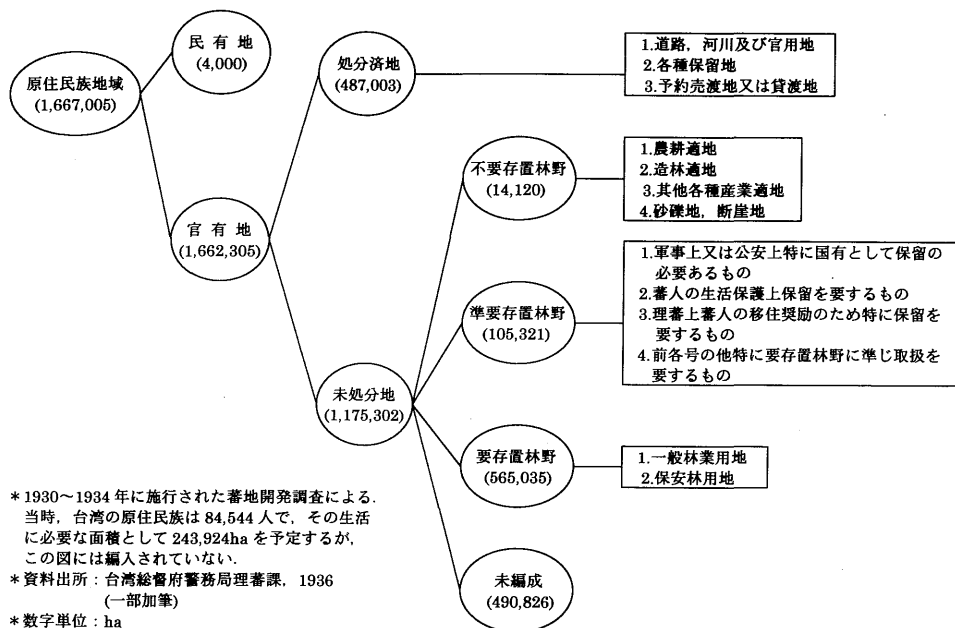


図2 日本占領期における原住民族地域内の土地利用区分  
 Fig.2 Division of the land use in Formosan aborigines area during the Japanese occupation.

民族と原住民族の紛争がこの時期に解決したこと。④台湾全島を有効に統治する政権であったこと。⑤原住民族にとって生活文化、農耕生産などの面で変化の著しい時期であったこと。などである。

#### 4.3. 現在の林野制度 (1945～)

第二次世界大戦後、中華民国は台湾に政府を移した。いわゆる、台湾の「祖国復帰」である。当局は日本占領期の林務課を「林務局」に替えて、林政事務を担当するが、その後、何回も名称を変えた。しかし、現在は林務局に名をもどしている。これに対して、原住民族に対する事務は「台湾省山地保留地弁法」によって、「民政庁」の下において取り扱うことになった。かれらの居住地である「蕃人所要地」は「山地保留地」にかわったが、国有地という形は変わらなかった。

そして、1958年に公布された台湾の林業政策と経営方針を「山地保留地、應於短期内、作全面調査、其適於耕作之土地、除政府保留者外、放領與山胞、实行定耕制、嚴禁濫墾、其適於混農林地区、推行混農林作業、至宜林之地、依法編定為森林用地。」(焦、1981)と定めた。すなわち、原住民族の地域を早めに測量を完成して、原住民族に与えるということであった。これに基づいて、1960年から「山地保留地」に対する全面的な調査と測量はじまった。そして、原住民族に土地の使用権を渡した。

当時、「山地保留地」の目的は山地人民(原住民族)の生計を保障することと山地行政を執行することにあった。1976年に測定した面積は240,634ヘクタールであり、ほぼ日本占領時代の「蕃人所要地」と同じ面積であった。しかし、実際にすべて原住民族に使用され

ているわけではない。そのうち 177,314 ヘクタールを林業用地と設定して、使用が制限されたのである。

1988年に台湾で40年間にわたって実施された戒厳法が廃棄され、台湾社会に活発な社会運動が起きてきた。原住民族も積極的に参加している。さらに、1990年には「台湾省山地保留地弁法」が廃止され、「山胞保留地開発管理弁法」が実施されることによって、原住民族の土地所有権が認められ、自由に譲渡、売買ができるようになった。

### 5. 考 察

#### 5.1. 開拓政策が原住民族に与えた影響

台湾の土地所有の形成過程は図3のように示すことができる。すなわち、原始時代の未開発地であった台湾はオランダの「王田」から鄭氏時代の「官田」、「私田」、「營盤田」に、そして清朝時代の「民有地」、「蕃有地」、「官有地」へ進んでいく。さらに日本占領時代には「民有地」、「官有地」に分けられ、それが今日の台湾における土地所有構造として定着する。

このような土地所有の形成過程にあわせ、土地所有が原住民族に及ぼした影響について、要約しておきたい。

台湾は漢民族の移民によって開拓された。しかし、その開拓は原住民族が介在しているため、無所有の荒野を除けば、原住民族の所有地、すなわち「蕃地」に侵入して開拓するしか方法がなかった。移民が増加するとこれに対応する土地も多くなった。そして「蕃地」への侵入事件が増え、移民と原住民族との紛争事件も多くなった。このような争いが数百年間にわたって続いた結果、負けた原住民族は一部すなわち平埔族が同化させられたほか、残りは「高砂族」、「高山族」と呼ばれ、山岳地帯へ追いやられてしまった。それと同時に、台湾の平地、低地森林は農地開墾の邪魔物として、あるいは原住民族討伐上の障害物として焼き払われた。これに対して、奥山の森林は、険しい地形と深い森林であったため、漢民族の侵入を拒む砦となって原住民族を守った。しかし、原住民族は最後に残された山岳地帯で、森林の官民有区分という新しい法律の網が被せられていくのである。

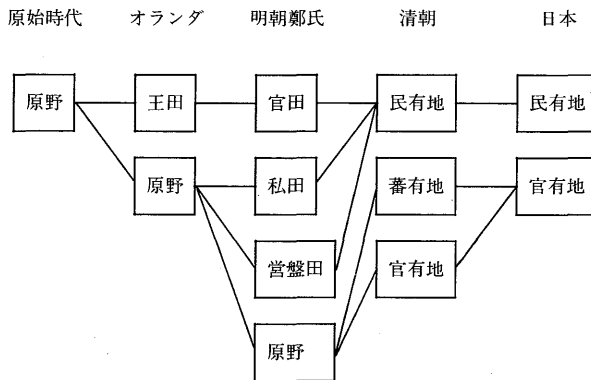


Fig. 3 The transitions of land ownership in Taiwan.

図3 台湾土地所有権の変遷

## 5.2. 林野制度が原住民族に及ぼした影響

林野制度の変遷が原住民族に与えた影響についてはすでに述べたところであるが、さらに次の3点について、特に言及しておきたい。

1) 樟腦の製造や輸出に起因する問題が台湾における林野制度の起源である。

樟腦生産は初期台湾における輸出産物の中心として、非常に重要であった。しかし、その製造のために原住民族と漢民族の紛争が発生した。また、樟腦の販売輸出に起因する列強とのあつれきは清朝の台湾占領期において一番大きな問題であったと思われる。そのため、清朝が樟腦に関する法律を制定するが、それが初期的林野制度であった。すなわち、樟の伐採禁止と原住民族地域への入山禁止である。

2) 原住民族への影響が最も大きかったのは日本の占領期である。

日本は台湾において林野制度の整備や林野資源の調査に力を入れたが、その林野調査や森林事業は同時に、原住民族の反抗を制圧して、原住民族を移住させ、そして、授産、教化などを伴うものであった。徹底的に原住民族を改変するつもりであった。

3) 日本の占領期に原住民族の土地が奪われてしまった。

台湾の原住民族は文字のない民族であり、各族の土地の所有形態は違っていた。しかし、日本の台湾統治当局は1895年に発布した「官有林野取締規則」によって、証明書類のない原住民族の土地を奪ってしまったのである。このことは第二次世界大戦後にも引き継がれた。

## 5.3. 今後の課題

台湾における林業の変遷は山岳地域に居住している原住民族に、非常に大きな影響を与えた。

この400年来、軍事力や経済力が優位に立つ台湾を統治した政権は原住民族にとって、すべて異民族の外来政権である。被統治者の原住民族の利益は常にこのような外来政権に犠牲にされ、あるいは無視されてきた。そのみならず、自分の文化、生活様式なども強制的に改変させられた。また、前述したような、移民との争い中に騙され、虐められることもあった。このような数百年来の欺瞞と圧迫は1988年から続発する原住民族の抗議請願事件となって表面化するようになったのである(陳ほか, 1995)。

それらの事件は、現在進められている政府の原住民族対策、原住民族自身の産業構造のあり方、原住民族のアイデンティティの確立などさまざまな問題が残っていることを示すものである。また、台湾の国家公園が設立された後、国家公園内の原住民族が如何に国家公園制度による厳しい制限を受けているかも注目すべき問題である。そして、原住民族に対し、よりよい政策を策定し、原住民族の自尊心を取り戻すことなど、今後緊急に解決すべき課題が多い。

## 謝 辞

本論文を作成するにあたって、懇切なるご指導いただいた九州大学農学部附属演習林飯田 繁助教授、および薛 孝夫助教授に深く感謝いたします。

また、本研究を進める上で、さまざまなご助言をいただきました、演習林研究部の先生方に厚くお礼申し上げます。

## 引用文献

- 陳 元陽・薛 孝夫・汰木達郎 (1995) : 台湾の自然公園制度とその問題点 (II) 国家公園に対する原住民族の反対運動. 日林九支研論 48 : 19-22
- 焦 国模 (1981) : 林政学. 台湾商務印書館, 台北, pp.184-312
- 連 横 (1979) : 台湾通史. 衆文圖書公司, 台北, p.504
- 馬 威 (1948) : 台湾之樟腦. 台湾銀行季刊 2 (2) : 71-89
- 台湾経世新報社編 (1938) : 台湾大年表. 台湾経世新報社, 台北, 279pp.
- 台湾総督府殖産局 (1930) : 台湾の林業 (昭和五年版). 台湾総督府殖産局, 台北, pp.26-98
- 台湾総督府警務局理蕃課編 (1936) : 理蕃の友. 第5年3月号, p.2
- 王 益滔 (1964) : 光復前台湾之土地制度与土地政策. 台湾銀行季刊 15 (2) : 295-329
- 吳 田泉 (1993) : 台湾農業史. 自立晚報文化出版部, 台北, 546pp.
- 山崎繁樹・野上矯介 (1927) : 台湾史. 寶文館, 東京, p.147
- 八谷正義 (1930) : 台湾旧時に於ける林野の管理事情. 台湾の山林 45 : 14-19
- 葉 振輝 (1995) : 台湾開發史. 台原出版, 台北, pp.48-57
- 姚 鶴年 (1988) : 台湾樟腦事業始末 (上). 台湾林業 14 (11) : 1-7

(1996年7月23日受付; 1996年9月9日受理)

## Summary

The main purpose of this paper is to clarify historical changes in the law and regulations relating to forest practice in Taiwan and their impact on Formosan aborigines. This is important in order to understand the present situation of Formosan aborigines, because the majority live in the mountains.

In the history of Taiwan, 4 governments ruled Taiwan from 1624 to 1945. They are Dutch, the Ming and Mandarin dynasties and Japan. Today the Republic of China governs Taiwan. Land development policy and law and regulations of forest practice were studied.

A summary of results is as follows.

- 1) Since the 17 century, many Chinese migrated to Taiwan. During land reclamation, they destroyed forests and attacked Formosan aborigines. This is one of the main reasons that Formosan aborigines live in the mountains.
- 2) The purpose of the first regulation of forest practice in Taiwan was to resolve the conflict between the Chinese settlers and Formosan aborigines.
- 3) Because Formosan aborigines have a different language, they were often misled by the Chinese. This made Formosan aborigines distrust the government and the law.
- 4) The Japanese colonial government (1895-1945) enforced forest practice regulations in Taiwan that limited freedom of action of Formosan aborigines and deprived land rights of them. These regulations are still in use today.

**Key words** : Taiwan; Formosan aborigines; Forest regulations.